

令和8年度

道の駅発酵の里こうざき新発酵市場棟新築工事

神崎町 松崎 地先  
(道の駅発酵の里こうざき)

施工条件の明示  
及び  
特記仕様書

神 崎 町 役 場  
まちづくり課

## 施工条件の明示

明示項目	明示事項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事実施工程表により、工程管理を行い変更が生じた場合には、監督員と協議すること。</li> <li>・特記仕様書による。</li> </ul>
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地境界を確認し、隣接者とのトラブルが発生しないよう十分配慮し、工事を実施するものとする。</li> </ul>
公害対策関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプトラック等により残土等を運搬する場合にはシート等により飛散防止に努めること。</li> <li>・工事に伴う騒音、振動に対しては十分に配慮すること。</li> <li>・本工事で使用する建設機械は騒音、排出ガス対策型とする。</li> </ul>
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路通行に関しては地元車を優先すること。</li> <li>・安全教育、訓練等の実施については、千葉県土木工事共通仕様書によること。</li> <li>・作業中は適宜、交通整理員を配置すること。</li> </ul>
工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材・重機等の搬出入経路及び作業ヤードについては、現場精査後に検討し、施工計画書にて監督職員の確認を得ること。</li> </ul>
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定仮設、任意仮設に関わらず、施工計画書に内容を明記し、事前に確認を得ること。</li> </ul>
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書による。</li> </ul>
工事支障物件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着手前に先立ち現地調査を請負者の責任で行い、工事支障物件等の有無を調査すると共に、確認された場合には、監督員の指示に従うこと。</li> <li>・工事施工に伴い、隣接地から排水管等がある場合には請負者の責任により復旧取付けを行うものとする。</li> </ul>
使用材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書による。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工にあたっては、「特記仕様書」、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県土木工事施工管理基準」に基づき実施するものとする。</li> <li>・施工計画書、材料使用承認申請書、工事状況写真等書類編冊に当たっては、A4版を原則とするが、これに依りがたい場合は監督員と協議するものとする。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">なお、変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等、上記以外の事項が発生した場合には、別途協議するものとする。</p>

# 特記仕様書

## 第1節 総則

### 第1条 適用

- (1) この特記仕様書は、「千葉県土木工事共通仕様書」（令和7年10月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用するものとする。
- (2) この工事の施工にあたっての一般的事項は、「共通仕様書」によるものとする。

### 第2条 現場代理人及び主任技術者等（契約書第11条）

- (1) 本工事の（現場代理人及び）主任技術者又は管理技術者は、請負者が提出した一般競争入札参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。
- (2) 本工事の主任技術者又は管理技術者は、「管理技術者資格証」の交付を受けている者とする。

### 第3条 作業時間及び期日

- (1) 本工事の作業時間帯は、下記に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

作業開始 9時00分

作業終了 17時00分

- (2) 本工事の工期は、令和9年3月31日限りとする。なお、休日には日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

### 第4条 施工時期及び施工時間の変更

- (1) 本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

### 第5条 建設副産物等の処分については、共通仕様書により適正に処理するものとする。

### 第6条 本工事の建設発生土は、神崎町所有の建設発生土受入地に運搬するものとし受入条件は、下記のとおりとする。これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

- (1) 受入場所 千葉県香取郡神崎町植房 879-5 外 町有地（道路改良工事区域内）
- (2) 受入不適なものは、発生土利用基準による第4種の発生土及び泥土、直径30cm以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物とする。
- (3) 受入期間 9時00分から17時00分
- (4) 運搬距離 受入地までの運搬距離は、L=6kmとする。

### 第7条 材料の立会調合（契約書第14条）

- (1) 現場練コンクリートは、監督員立会いのうえ、調合しなければならない。

### 第8条 段階確認について、請負者は監督員の指示する工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督員が定めるものとする。

### 第9条 工事中の安全確保

- (1) 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。
- (2) 工事実施期間中は、公道の出入り口等の安全確保に努めなければならない。
- (3) 工事期間中は、夜間における安全確保のため道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を必要に応じ保安要員を巡回させ行うものとする。

- (4) 工事の施工に際し、地下埋設物等が予想される場合は、その管理者と現地立会の上、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- (5) 請負者の責により地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告すると共に関係機関に連絡し応急措置を取り、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
- (6) 埋設物等管理者不明の物件がある場合は、監督員に報告し、その処置については占有企業者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。
- (7) 地盤改良に用いる生石灰の使用にあたっては、十分留意すると共に関係法規を遵守しなければならない。

第10条 工事現場管理について、請負者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することの無いようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することの無いようにすること。
- (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第11条 環境対策

1 舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業に当たっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

2 水替工について

- (1) 工事中排水の処置について公共下水道使用に関する手続きは請負者が行うものとする。
- (2) 工事中排水に当たっては、工事現場付近に沈砂槽等を設け水質基準を確保して既設の公共下水道に排水するものとする。なお、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

第12条 工事支障物件

- (1) 占有物件等の費用負担
- (2) 本工事に関連する占有物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占有物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第13条 材料の確認

- (1) 本工事に使用する材料の使用にあつては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

第14条 加熱アスファルト混合物

- (1) 請負者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下、「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、その旨を材料承認願に明記しなければならない。

第15条 その他材料

- (1) この特記仕様書に明記されている材料以外は全て千葉県土木工事共通仕様書によるものとする。

第16条 工事中用道路工

- (1) 本工事期間は、日曜祭日の工事作業車の運行は行わないものとする。ただし、当該区長及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない
- (2) 工事中用仮設道路は、工事終了後撤去し、原形に復するものとする。